



平成 26 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 山田コンサルティンググループ株式会社
代表者名 取締役会長兼社長 山田 淳一郎
(JASDAQ・コード番号4792)
問合せ先 取締役経理部長 谷田 和則
(TEL. 03-6212-2500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 18 日開催予定の当社第 25 回定時株主総会に「定款の一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役を新たに招聘するにあたり、その職責を十分に果たしていただくための一助として、また社外監査役も含めて責任の範囲を明確にし、今後も引き続き有用な人材を確保するため、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約締結に関する規定を新設し、併せてこの新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第 29 条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 28 条 (条文省略) (新設)	第 1 条～第 28 条 (現行どおり) (社外取締役の責任限定契約)
第 29 条～第 37 条 (条文省略) (新設)	第 29 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
第 38 条～第 44 条 (条文省略)	第 30 条～第 38 条 (現行どおり) (社外監査役の責任限定契約)
	第 39 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
	第 40 条～第 46 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 26 年 6 月 18 日 (水)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 26 年 6 月 18 日 (水)

以 上